

## 国立高等専門学校間単位互換の推進に関する実施方針

国立高等専門学校間単位互換の推進に関する要項（令和4年1月28日理事長裁定。以下「要項」という。）第10条に基づき、国立高等専門学校（以下「高専」という。）間における単位互換の推進に当たって各高専に共通する実施方針を次のとおり定める。

### 1. 要項運用の基本

本実施方針の運用に当たっては、高専は、要項第1条に則り、学修者本位を旨とし、すべての高専のすべての学生の主体的な学びを支えることを基本としなければならない。

### 2. 単位互換科目

- (1) 科目開設高専が他の高専の学生に提供する授業科目（以下「高専間提供科目」という。）は、当該高専が単位を付与しているものであれば、一般科目又は専門科目を問わず、卒業研究も含め、広く他の高専に提供しようものとする。ただし、他の高専からの受講が面接授業（対面授業）によらない専らメディアを利用して行う授業による場合は、当分の間、講義形式、演習形式又はその両方の形式のみで、一定の授業期間（学期）において90分授業×15回などと定めて単位を付与している授業科目に限る。
- (2) 他高専への提供が望ましい科目は、教育内容の豊富化、専門教育の現代化、授業力の向上の観点から以下のようなものが挙げられるが、これに限らず、各高専において既に動画化されているものなど可能なものから進めることが望ましい。
  - ①各高専ならではの特色ある専門科目（GEAR・COMPASS 拠点校の科目、社会実装・起業家教育に関連する科目、経済ビジネス系科目、商船・航空人材育成プログラム科目 等）
  - ②一般科目のうち、リベラルアーツ科目（例：哲学、歴史学、文化人類学、法学、経済学、芸術系科目、英語以外の外国語科目 等）
  - ③上記①及び②以外の科目（国語、英語、数学、物理、化学、専門科目 等）

### 3. メディアを活用して行う授業

- (1) メディアを利用して受講する授業の場合については、オンデマンドであっても双方向性（質疑の機会）を何らかの手段で確保されるなど面接

授業(対面授業)に相当する教育効果を有すると認められるものである必要があるが、これについては、以下の各号のような手段が考えられる。

①科目開設高専の当該科目担当教員が毎週曜日・時間帯を決めて、質問時間を設定し、全国の当該科目受講生からチャット又はメール等で質疑応答を受付。

②単位互換履修生の質問は科目開設高専の当該科目担当教員が設営するbot(AI自動回答システム)が常時対応し、botで対応できない質問については、別途時間を設けて当該科目受講生とリモートでの個別面談により対応。

(2)オンデマンド授業動画の視聴ペースについては、特に必要な場合を除いては、科目開設高専も学生在籍高専も履修上の制約を設けないこととし、再生スピードを速めた視聴についても履修の成果が確認できる限り同様とする。

#### 4. メディアを利用した授業の履修により自らの高専で修得したものとみなすことができる単位数

高専間提供科目についてメディアを利用した授業により受講した場合の単位数は、高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)第十八条第2項で規定される単位数に含まれるものとする。

#### 5. 学生在籍高専が自高専の単位として認める基準

(1)高専間提供科目を履修して修得した単位等を学生在籍高専の単位として読み替えて認定できるかの個別具体の判断については、学生在籍高専においてディプロマポリシー(DP)等に則り適切に判断されるべきものであり、具体的な運用基準を一律に示すことはしないが、学生在籍高専における読み替え対象科目の教育課程上の位置付けに応じて以下の各号のように取扱うことができる。

##### ①必修科目

必修科目(卒業要件として単位の修得が義務付けられる科目)についての単位互換に当たっては、高専間提供科目と学生在籍高専の授業科目の間に、内容・水準等について一対一の対応関係があれば学生在籍高専の単位として認定してよい。

##### ②選択科目

選択科目(卒業要件として特定の科目群の中から選択して単位を修得することが義務付けられる科目)についての単位互換に当たっては、高専間提供科目が、学生在籍高専の特定の科目群の範囲内とみな

せる程度の同等性がある場合、内容・水準等について一対一の対応関係までは要さず学生在籍高専の単位として認定してよい。

③自由科目

上記①及び②以外で学生の選択により履修する自由科目（卒業要件とはされていない科目）については必ずしも学生在籍高専の授業科目と内容・水準について一対一の対応関係を要さず学生在籍高専の単位として認定してよい。

6. 単位互換の対象となる科目の提供手続き

- (1) 国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）本部事務局学務課は、翌年度に開設する高専間提供科目について、各高専に毎年度概ね1月末までに提出するよう通知を行うものとする。
- (2) 各高専は、理事長からの通知に基づき、高専間提供科目について、それぞれ次の各号の項目を明らかにして機構本部事務局学務課に提出するものとする。

①授業科目の概要(シラバス)

- ア 授業科目名
- イ 授業科目の内容
- ウ 単位数（履修単位と学修単位の別）
- エ 開講時期
- オ 授業実施方法（質疑応答の方法含む。）
- カ 成績評価方法
- キ 授業科目の履修にあたり、事前に履修していることが望ましい授業科目等
- ク 必要な教科書・教材等

②単位互換履修生の受け入れ可能人数(科目開設高専学生も他の高専の開設科目の受講で抜ける人数分もあるため「自高専学生と合わせて45名以内」といった定め方も可能)

③その他科目履修に当たって必要な事項

- (3) 機構本部事務局学務課は、各高専から提出された翌年度開設される高専間提供科目についてとりまとめを行い、毎年度、2月上旬頃、高専間提供科目一覧として各高専の校長宛に送付するとともに、機構HPにおいて公開するものとする。

7. 高専間提供科目の履修手続き

- (1) 各高専は機構本部事務局学務課から送付された高専間提供科目一覧を

踏まえ、5の基準に則り、自らの高専に在籍する学生が履修することができる授業科目及び単位上限数等を定めた履修案内を作成し、学生に周知するものとする。

- (2) 機構本部事務局学務課は、各高専が行う単位互換履修生の募集について、学生の履修の受入れを科目開設高専へ依頼する際の履修申請依頼書様式、申請期限等を定め、各高専に示すものとする。
- (3) 高専間提供科目の履修を希望する学生は、在籍する高専の募集要項に基づき、履修を希望する授業科目を選択し、在籍する高専の校長に履修願いを提出するものとする。
- (4) 各高専は、学生から履修願いが提出された授業科目を開設する高専ごとにとりまとめを行い、申請期限までに履修受入れ依頼を科目開設高専に提出し、履修受入れ及び履修登録を依頼するものとする。
- (5) 履修受入れ及び履修登録の依頼を受けた科目開設高専は、6(2)②の受け入れ可能人数を超えない限り、速やかに、依頼元の高専に履修登録受入れを通知するものとする。
- (6) 履修希望者が多い高専間提供科目については、科目開設高専の担当教員が6(2)②の受け入れ可能人数を超えた場合においても受入れに努め、許容できない人数の場合は科目開設高専が抽選などを行い許容人数に収めるものとする。
- (7) 前項のように恒常的に受講希望者が多い場合は、次期より、機構本部事務局学務課は指定抽選科目として、一般の高専間提供科目の履修申請に先立つ申請期日を指定し、併せて選考方法を公示することにより受講機会の公平性の担保を図るものとする。また、受講希望者が多い授業科目については、受入れ可能人数の拡大について努めるものとする。

#### 8. 科目開設高専における単位互換履修生の扱い

- (1) 科目開設高専は、他高専から受け入れた単位互換履修生について、単位修得が認められている既存の学生種別(「特別聴講学生」等)として扱うことができるものとし、新たに単位互換履修生などの種別を設けることを要しない。
- (2) 科目開設高専は、自高専生に認めている図書館や資料室、研究室棟への立ち入りなどを含め、単位互換履修生についても可能な限り自高専学生と同様の教育サービスを認めるものとする。

#### 9. 高専間提供科目の授業実施

- (1) 単位互換履修生は、科目開設高専の定めた実施方法に則り、授業を受

講するものとする。なお、科目開設高専は、必要に応じて単位互換履修生に対して期初までにオリエンテーション動画等高専間提供科目の内容を補足する資料等を提供するものとする。

- (2) 科目開設高専において高専間提供科目を担当する教員は、他の高専からのメディアを利用した受講を念頭に、わかりやすい授業（クリアな発声、見やすい板書、ICTソフトウェアの活用など）に努めるとともに、単位互換履修生への動画配信が授業目的公衆送信補償金制度（著作権法（昭和45年法律第48号）第35条に定める制度をいう。）の適用となることに鑑み、新聞記事・写真・絵画・音楽（いずれも本邦のものに限る。）を最大限活用した学修者にとって魅力溢れるものとなるよう授業教材の研究開発等授業準備に取り組むものとする。
- (3) 学生在籍高専は、単位互換履修生の授業の履修に関する以下の事項について適宜協力・支援するものとする。
  - ①メディアを利用して行う同時双方向の授業の受講については、学内のプロジェクターやPC等の設備の整った空き教室の使用やWi-Fi環境の整った自習スペース（図書館内を含む。）の使用を認めるものとする。
  - ②オンデマンドの授業の受講についても同様に、学内施設・設備の使用を認めるとともに、寮生においては寮内（個室を含む。）でいつでも自由に学べる環境（電源、Wi-Fi等）の提供に努めるものとする。
  - ③単位互換履修生からの、授業科目に関する質疑への対応に努めるものとする。

## 10. 成績の評価

- (1) 科目開設高専は、科目開設高専の定める方法により、単位互換履修生に対する成績評価及び単位認定を行い、学生在籍高専に付与単位数及び成績評価について通知する。
- (2) 試験を実施する場合には、単元ごとの理解度確認を行うCBTの活用や、幅広い日時候補から学生の都合に合わせたリモート方式での口頭試問など、単位互換履修生が遠隔でも容易に受験可能な方法で行うものとする。
- (3) 前項の試験の実施に当たっては、必要に応じ、学生在籍高専も協力するものとする。
- (4) 各教科の成績評価の手法は、本来多様であり、面接授業(対面授業)で受講している科目開設高専の学生と、メディアを利用して遠隔で受講している他高専の学生がそれぞれシラバスに基づき異なる評価手法で到

達目標に照らした学修達成度の評価が行われれば良い。

#### 1 1 . 単位の互換認定

- (1) 学生在籍高専は、前条の科目開設高専からの単位の取得に関する通知に基づき、自らの高専における授業科目の履修により修得したものとみなして、単位の互換認定を行い、単位互換履修生に通知するものとする。
- (2) 科目開設高専及び学生在籍高専は、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（機構規則第107号）に基づき、科目互換履修生に係る成績評価、単位認定に関する資料を保管するものとする。

#### 1 2 . 各種証明書の発行

単位互換履修生の取得した高専間提供科目に関する成績証明書や単位取得証明書等を学生在籍高専が発行する際は、単位互換認定により取得した授業科目であることを明記するものとする。

#### 1 3 . 単位互換履修生の休学・退学等

学生在籍高専は、単位互換履修生の休学・退学等があった場合は、速やかに科目開設高専に連絡するものとする。

#### 1 4 . 実施状況に関する調査

理事長は必要に応じて、学生の要望等を踏まえつつ、本制度の趣旨に沿った運用が円滑に進んでいるか等把握するために、専間単位互換の実施状況について、調査を行う。

#### 1 5 . 協議

この運用方針に定めるもののほか、高専間単位互換の実施に関し、必要な事項については、高専機構本部及び該当する各高専において協議を行う。